

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

- 指定居宅サービスの事業の廃止
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

指導監査室  
健康推進課

### 【公告】

- 危険物の取扱作業の保安に関する講習（後期）の実施
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請
- 〃
- 岡山県農村地域への産業の導入の促進等に関する基本計画の変更
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- 一般競争入札の実施

消防保安課  
県民生活交通課

〃

中山間・地域振興課  
建築指導課

警察本部会計課

### 【人事委員会】

- 平成三十年度岡山県職員B採用試験及び市町村立小・中学校事務職員採用試験の実施
- 平成三十年度第二回岡山県警察官採用試験

人事委員会

〃

## 目次

担当課（室）

験及び岡山県警察行政職員B採用試験の実施

### 【公安委員会】

- 警備業法に基づく講習

生活安全企画課

# 平成30年7月6日 岡山県公報 第12005号

## ◎岡山県告示第三百九十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成三十年七月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

ヘルパーステーション ローズガーデン

#### 2 所在地

岡山県赤磐市塩木一〇番の一

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

社会福祉法人江原恵明会

#### 2 所在地

岡山県津山市津山口三〇六番地

### 三 廃止年月日

平成三十年七月三十一日

### 四 介護保険事業所番号

三三七二二〇〇五九六

### 五 サービスの種類

訪問介護

◎岡山県告示第三百九十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成三十年七月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

AOI倉敷病院

倉敷市四十瀬二九八一五

平成三十年七月一日

れんげ薬局

総社市中央六一五一一一九

平成三十年七月一日

中務薬局

浅口市金光町占見新田七四八

平成三十年七月一日

◎岡山県告示第三百九十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成三十年七月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名 称

所在地

辞退年月日

あずま会倉敷病院

倉敷市四十瀬二九八一五

平成三十年六月三十日

こころの医療 クリニックス総社

総社市駅前二二二一〇

平成三十年六月三十日

中務薬局

浅口市金光町占見新田七四八

平成三十年六月三十日

平成30年7月6日 岡山県公報 第12005号

〔三二八〕消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十三条の二十三の規定による危険物の取扱作業の保安に関する講習（後期）を次のとおり実施する。

平成三十年七月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 講習の日時、種別及び場所

講習年月日	時間	講習の種別	場 所
平成三十年九月五日 （水曜日）	午前九時三十分から午後零時三十分まで	給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（以下「給油取扱所従事者講習」という。）	備前市西片上二〇三九 東備消防組合消防本部
	午後一時三十分から午後四時三十分まで	石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第六号に規定する特定事業所における危険物施設及び給油取扱所以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（以下「その他の危険物施設	

平成30年7月6日 岡山県公報 第12005号

	平成三十年九月六日 (木曜日)	平成三十年九月七日 (金曜日)	平成三十年九月十三日 (木曜日)	平成三十年九月二十六日 (水曜日)	平成三十年九月二十八日 (金曜日)
	午後一時三十分から午後四時三十分まで	午前九時三十分から午後零時三十分まで	午前九時三十分から午後零時三十分まで	午前九時三十分から午後零時三十分まで	午前九時三十分から午後零時三十分まで
従事者講習」とい う。	給油取扱所従事者 講習及びその他の 危険物施設従事者 講習	給油取扱所従事者 講習及びその他の 危険物施設従事者 講習	給油取扱所従事者 講習及びその他の 危険物施設従事者 講習	給油取扱所従事者 講習 その他の危険物施設 従事者講習	給油取扱所従事者 講習
	新見市新見三一〇―三 新見市役所南庁舎三階 大会議室	井原市七日市町三二一 六 井原消防署研修室	瀬戸内市長船町土師二 七七―四 瀬戸内市保健福祉セン ターゆめトピア長船	高梁市原田北町一二一 二 高梁総合文化会館	笠岡市六番町一―一〇 笠岡市民会館

# 平成30年7月6日 岡山県公報 第12005号

			平成三十年十月十七日 (水曜日)				
			平成三十年十月十八日 (木曜日)				
			平成三十年十月十九日 (金曜日)				
	午後一時三十分から午後四時三十分まで	午前九時三十分から午後零時三十分まで	午後一時三十分から午後四時三十分まで	午前九時三十分から午後零時三十分まで	午後一時三十分から午後四時三十分まで	午前九時三十分から午後零時三十分まで	午後一時三十分から午後四時三十分まで
	設従事者講習	その他の危険物施設従事者講習	設従事者講習	その他の危険物施設従事者講習	設従事者講習	その他の危険物施設従事者講習	その他の危険物施設従事者講習
		岡山市中区桑野七一五 ― ― ― 岡山ふれあいセンター		玉野市玉二―三一― 玉野レクレセンター		総社市小寺三七七 総社市消防本部	

二 受講対象者

危険物取扱者免状（甲種、乙種及び丙種）の交付を受けている者で、製造所、貯蔵

所又は取扱所において、危険物の取扱作業（保安監督を含む。）に従事しているもの

三 講習科目及び講習時間

- 1 危険物関係法令に関する事項 一時間
- 2 危険物の火災予防に関する事項 二時間

四 受講申請手続

- 1 所定の受講申請書に必要な事項を記入の上、七の提出先に持参し、又は郵送すること。

- 2 受講申請書を郵送する場合は、封筒に「危険物取扱者保安講習受講申請書」と朱書すること。

五 受講手数料

- 1 四千七百円相当額の岡山県収入証紙を受講申請書に貼り付けて納付すること。なお、証紙には消印しないこと。

- 2 受講申請書を受け付けた後は、受講しなかった場合でも受講手数料は返還しない。

六 受講申請書の受付期間

平成三十年七月九日（月曜日）から同月三十一日（火曜日）まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで。ただし、同年十月十七日（水曜日）から同月十九日（金曜日）までの期間に実施する講習については、同年七月九日（月曜日）から同年九月七日（金曜日）まで（県の休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付ける。

七 受講申請書の提出先

〒七〇〇一〇八二三

岡山市北区丸の内二一―二一〇 内山下ビル三階

一般社団法人岡山県危険物安全協会連合会

八 その他

詳細については、一般社団法人岡山県危険物安全協会連合会（電話〇八六一二三二―一四八〇六）又は岡山県消防保安課（電話〇八六一二二六一七二九六）に問い合わせること。



〔三二九〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成三十年七月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成三十年六月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人よりそいグループ

三 代表者の氏名

福高 美鈴

四 主たる事務所の所在地

倉敷市酒津二二六〇―二―西

五 定款に記載された目的

この法人は、さまざまな障がいをもちながら地域で生活をする人々や、その他支援を必要とする人々に対して、地域に根ざし住み慣れた自宅や、地域での生活が可能になるような支援事業を行い、すべての人々が自分らしく輝いて生きていける地域社会作りと、福祉の増進に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

〔三三〇〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成三十年七月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成三十年六月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人げんき

三 代表者の氏名

妹尾 英才

四 主たる事務所の所在地

新見市下熊谷一五五四番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び要介護者又は要支援高齢者とその家族並びに地域住民に対し、介護及び福祉に関する事業を行い、高齢社会における福祉と地域社会の健全な発展及び活性化に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

# 平成30年7月6日 岡山県公報 第12005号

〔三三一〕農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和四十六年法律第百十二号）第四条第一項に規定する基本計画（以下「基本計画」という。）を次のとおり変更したので、同条第六項の規定により公表する。

平成三十年七月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 変更した基本計画の名称

岡山県農村地域への産業の導入の促進等に関する基本計画

二 基本計画の変更年月日

平成三十年六月二十七日

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県県民生活部中山間・地域振興課に備え置いて縦覧に供する。）

# 平成30年7月6日 岡山県公報 第12005号

〔三三二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年七月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市金井戸字北国府前二二九一七、二二九一八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市溝口五八一一ピユアB棟二〇一号

下江 聡美

三 許可番号

岡山県指令建指第五一号

〔三三三三〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成三十年七月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

- (1) 借入及び調達件名  
運転免許証作成システム機器の借入れ及び消耗品の購入
- (2) 借入及び購入物件の特質等  
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間  
平成31年1月1日から平成35年12月31日まで
- (4) 借入及び納入場所  
入札説明書による。
- (5) 入札方法

入札金額は、全ての借入物件の本体価格のほか、輸送費及び仕様書に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額並びに消耗品の購入代金の総額とする。

落札決定に当たっては、入札内訳書に記載された機器の賃借料の月額及び消耗品の購入代金に係る単価に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札内訳書の作成に当たっては、入札金額を運転免許証作成システム機器の賃借料部分として20パーセント、消耗品の購入代金部分として80パーセントの割合で按分することとし、消耗品の購入代金は消耗品の種別ごとに単価契約とするので、落札者は、落札決定後、直ちに入札内訳書を提出すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 平成30年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用され

# 第12005号 岡山県公報 平成30年7月6日

る契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年岡山県告示第43号（物品の売買，修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格，資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で，格付区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において，物品の売買，修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において，物品の売買，修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

## 3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で，2(1)の資格を得ていないものは，資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先，提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226-7538

(2) 申請書の提出期限

平成30年8月20日（月） 午後4時

## 4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所，契約条項を示す場所，入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話 (086) 234—0110 内線2216

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成30年7月6日(金)から同年8月20日(月)まで(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ112グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

平成30年8月22日(水) 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

平成30年8月23日(木) 午前10時50分

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課分室(岡山県庁地下1階)

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、平成30年8月20日(月)午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要（契約書は、機器の賃貸借に係る契約と消耗品の売買に係る契約とに区分して作成すること。）

(7) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Name and quantity of the products to be leased (procured) :

System and materials for making IC card driver's license

(2) Contract period :

From 1 January, 2019 through 31 December, 2023

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

4:00 P.M. 22 August, 2018

(5) Contact point for the notice :

Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,

Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext. 2216



# 平成30年7月6日 岡山県公報 第12005号

## ◎岡山県人事委員会公示第四号

平成三十年度岡山県職員B採用試験及び市町村立小・中学校事務職員採用試験を次のとおり実施する。

平成三十年七月六日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

### 一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

#### 1 岡山県職員B

試験区分	採用予定者数	主な勤務先及び職務内容
事務	五名	知事部局（本庁、県民局等）、教育委員会（教育庁、県立学校等）等において、事務に従事する。
土木	二名	知事部局（本庁、県民局等）において、道路、河川、港湾、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事する。

#### 2 市町村立小・中学校事務職員

試験区分	採用予定者数		主な勤務先及び職務内容
	A	B	
小・中学 校事務	五名	五名	市町村立小・中学校等（岡山市立であるものを除く。）において、学校事務に従事する。

### 二 受験資格

#### 1 岡山県職員B

平成九年四月二日から平成十三年四月一日までに生まれた者。ただし、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。

- (1) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）

を卒業した者又は平成三十一年三月三十一日までに卒業見込みの者

(2) 岡山県人事委員会が、(1)に該当する者と同等の資格があると認める者

2 市町村立小・中学校事務職員

A区分

昭和六十三年四月二日から平成九年四月一日までに生まれた者

B区分

平成九年四月二日から平成十三年四月一日までに生まれた者

3 次のいずれかに該当する者は、1又は2に該当する者であっても受験することができない。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者

三 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

試験区分	種目	内容
土木 事務 小・中学 校事務	教養試験 適性検査	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験を行う。 性格、心理等について検査を行う。
専門試験	教養試験	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工等について、択一式による筆記試験を行う。

# 平成30年7月6日 岡山県公報 第12005号

	適性検査
性格、心理等について検査を行う。	

## 2 第二次試験

### (1) 口述試験

個別面接により行う。

### (2) 作文試験

表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。

## 四 試験の期日及び試験会場

### 1 第一次試験

平成三十年九月二十三日（日曜日）	
試験の期日	試験会場
	岡山市北区津島中三丁目一番一号 岡山大学工学部一号館
	岡山市北区津島中三丁目一番一号 岡山大学工学部五号館
	岡山市北区津島中三丁目一番一号 岡山大学環境理工学部棟
	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

## 2 第二次試験

平成三十年十月二十六日（金曜日）	
試験の期日	試験会場
岡山市中区古京町一丁目七番三六号	

平成三十年十月二十七日（土曜日）から同年十一月一日（木曜日）までのうち指定する日（第一次試験の合格者に対して、直接通知する。）

岡山県庁分庁舎

五 合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、合格者に対しては、直接通知する。

区分	発表の期日	内容
第一次試験	平成三十年十月十日（水曜日）	合格者の受験番号
第二次試験	平成三十年十一月十四日（水曜日）	合格者の受験番号

六 採用及び採用後の給与

1 採用

- (1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、試験区分ごとに成績順に採用候補者名簿に登載する。
  - (2) 採用者は、任命権者からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登載順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、平成三十一年四月一日とする。
  - (3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登載の日から一年とする。
- 2 給与
- (1) 平成三十年四月採用者（新卒者）の給料月額は一五五、〇〇〇円である。
  - (2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七 受験手続

- 1 試験を受けようとする者は、所定の受験申込書を岡山県人事委員会事務局（岡山

市中区古京町一丁目七番三六号岡山県庁分庁舎二階）に提出すること。

2 受験申込書は、平成三十年七月六日（金曜日）から同年八月二十四日（金曜日）までの期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）、八時三十分から十七時十五分まで、岡山県人事委員会事務局において受け付ける。なお、郵送の場合にあつては、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

3 インターネットによる受験申込みは、平成三十年七月六日（金曜日）から同年八月十七日（金曜日）までの期間中、岡山県電子申請サービスにおいて受け付ける。

八 その他

1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。

2 受験申込書及び受験案内は、岡山県人事委員会事務局等で交付する。なお、郵便で請求する場合は、百四十円分の切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。また、岡山県人事委員会事務局のホームページからもダウンロードすることができる。

3 受験資格の有無及び受験申込書の記載事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求められることがある。

4 六1(1)の採用候補者名簿に記載された場合であっても、受験申込書等の提出書類の記載事項（インターネットによる受験申込みの場合の入力事項を含む。）に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。

# 平成30年7月6日 岡山県公報 第12005号

◎岡山県人事委員会公示第五号

平成三十年度第二回岡山県警察官採用試験及び岡山県警察行政職員B採用試験を次のとおり実施する。

平成三十年七月六日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分	警察官A		警察官B		試験区分	採用予定者数	主な勤務先及び職務内容
	男性	女性	男性	女性			
警察官A(男性) 警察官A(女性)	十五名	二名	二十名	二名	警察行政職員B	二名	警察本部、警察署等において、個人の生命、身体及び財産の保護に当たり、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序を維持する職務に従事する。
							警察本部、警察署等において、予算・経理、庶務、統計、警察施設の維持管理、交通管制、運転免許事務、犯罪捜査の支援等の警察運営に必要な様々な業務に従事する。

二 受験資格

1 学歴、年齢及び性別

試験区分	受験資格
警察官A(男性) 警察官A(女性)	昭和六十年四月二日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当するもの (1) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学

	<p>(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成三十一年三月三十一日までに卒業見込みの者</p> <p>(2) 岡山県人事委員会が、(1)に該当する者と同等の資格があると認める者</p>
<p>警察官B(男性) 警察官B(女性)</p>	<p>昭和六十年四月二日から平成十三年四月一日までに生まれた者。ただし、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。</p> <p>(1) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成三十一年三月三十一日までに卒業見込みの者</p> <p>(2) 岡山県人事委員会が、(1)に該当する者と同等の資格があると認める者</p>
<p>警察行政職員B</p>	<p>平成九年四月二日から平成十三年四月一日までに生まれた者。ただし、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。</p> <p>(1) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成三十一年三月三十一日までに卒業見込みの者</p> <p>(2) 岡山県人事委員会が、(1)に該当する者と同等の資格があると認める者</p>

2 次のいずれかに該当する者は、1に該当する者であっても受験することができない。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十六条各号のいずれかに該当する者

三 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験





<p>身体検査1</p>	<p>指及び関節運動について職務遂行に支障がないかどうかの検査を行う。</p>
<p>資格加点</p>	<p>七1の受験申込書の提出の際に証明書類の写しを添えて申請のあった次に掲げる資格・免許・検定について、当該証明書類の原本の確認により、警察業務に資する専門的技能及び知識について行う。</p>
<p>分野</p>	<p>資格・免許・検定</p>
<p>柔道</p>	<p>二段以上（公益財団法人講道館の段位に限る。）</p>
<p>剣道</p>	<p>二段以上（一般財団法人全日本剣道連盟の段位に限る。）</p>
<p>英語</p>	<p>実用英語技能検定（英検）二級以上                  TOEIC四七〇点以上（団体特別受験制度（IPテスト）によるものを除く。）                  TOEFL（PBT）四六〇点以上                  TOEFL（CBT）一四〇点以上                  TOEFL（iBT）四八点以上                  国際連合公用語英語検定試験</p>

平成30年7月6日 岡山県公報 第12005号

				警察官B(男性) 警察官B(女性)				
体力試験	適性検査	作文試験	教養試験					
反復横跳び、上体起こし、握力及び二〇メートルシャトルランを行う。	性格、心理等について検査を行う。	表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行う。	情報処理	財務	韓国語	中国語	C級以上
				情報処理技術者試験(経済産業省認定の国家資格)合格者	日商簿記検定試験二級以上	韓国語能力試験四級以上 以上	中国語検定試験三級以上 漢語水平考試四級以上かつ一八〇点以上(平成二十一年十二月十三日以前に実施された試験にあつては、三級以上) TECC四〇〇点以上	

資格加 点 七1の受験申込書の提出の際に証明書類の写しを添えて申請のあった次に掲げる資格・免許・検定について、当該証明書類の原本の確認により、警察業務に資する専門的技能及び知識について行う。		身体検査1 指及び関節運動について職務遂行に支障がないかどうかの検査を行う。						
			項目 警察官(男性) 警察官(女性)	反復 二〇秒間に四 〇回以上	横跳び 五回以上	上体 三〇秒間に二 五回以上	握力 左右平均三七 キログラム以 上	二〇メートル シヤトル 四三回以上 二五回以上
分野 資格・免許・検定	柔道 二段以上(公益財団法人講道館の段位に限る。)							

財 務	韓 国 語	中 国 語	英 語	剣 道
日商簿記検定試験二級以上	韓国語能力試験四級以上 ハングル能力検定試験準二級以上	中国語検定試験三級以上 漢語水平考試四級以上かつ一八〇点以上（平成二十一年十二月十三日以前に実施された試験にあつては、三級以上） TECC四〇〇点以上	C級以上 国際連合公用語英語検定試験以上 TOEFL(iBT) 四八点以上 TOEFL(CBT) 一四〇点以上 TOEFL(PBT) 四六〇点以上 （によるものを除く。）	二段以上（一般財団法人全日本剣道連盟の段位に限る。）

精密検査	聴力	色覚	視力	項目
職務遂行に支障のない身体状態であること。	職務遂行に支障のないこと。	職務遂行に支障のないこと。	両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上	警察官（男性）
				警察官（女性）

必要な身体状態の検査を行う。検査費用は、受験者の負担とする。

警察官A及び警察官Bについて、所定の身体検査書の提出により、職務遂行に

- 2 第二次試験
- (1) 口述試験  
 集団面接及び個別面接により行う。
- (2) 身体検査2

警察行政職員B		
適性検査	作文試験	教養試験
性格、心理等について検査を行う。	表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行う。
		情報処理 情報処理技術者試験（経済産業省認定の国家資格）合格者

# 平成30年7月6日 岡山県公報 第12005号

## 四 試験の期日及び試験会場

### 1 第一次試験

(1) 教養試験、論文試験又は作文試験、適性検査及び資格加點

試験の期日	平成三十年九月十六日(日曜日)	試験会場	岡山市北区津島中三丁目一番一号 岡山大学工学部一号館
			岡山市北区津島中三丁目一番一号 岡山大学工学部五号館
			岡山市北区津島中三丁目一番一号 岡山大学環境理工学部棟

### (2) 体力試験及び身体検査1

試験の期日	平成三十年九月十三日(木曜日)から 同月十五日(土曜日)まで、同月十七日(月曜日)及び同月十八日(火曜日)のうち指定する日(受験申込者に対して、直接通知する。)	試験会場	岡山市北区玉柏二七五三 岡山県警察学校
-------	---	------	------------------------

### 2 第二次試験(口述試験及び身体検査2)

口述試験の期日	平成三十年十一月十四日(水曜日)か	口述試験会場	岡山市北区玉柏二七五三
---------	-------------------	--------	-------------

# 平成30年7月6日 岡山県公報 第12005号

ら同月十九日（月曜日）までのうち指定する日（第一次試験の合格者に対して、直接通知する。）

岡山県警察学校

## 五 合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、合格者に対しては、直接通知する。

区分	発表の期日	内容
第一次試験	平成三十年十月十日（水曜日）	合格者の受験番号
第二次試験	平成三十年十二月五日（水曜日）	合格者の受験番号

## 六 採用及び採用後の給与

### 1 採用

(1) 合格者は、合格決定後直ちに、試験区分ごとに成績順に採用候補者名簿に登載する。

(2) 採用者は、任命権者（岡山県警察本部長をいう。以下同じ。）からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登載順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、平成三十一年四月一日とする。

(3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登載の日から一年とする。

### 2 給与

(1) 平成三十年四月採用者（新卒者）の給料月額は、次のとおりである。

試験区分	学歴	給料月額
警察官 A	大学卒業	二二五、二〇〇円
	短期大学卒業	一九七、四〇〇円
	高等学校卒業	一八二、四〇〇円
警察官 B		

警察行政職員 B		
	一六五、六〇〇円	一五五、〇〇〇円

(2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七 受験手続

- 1 試験を受けようとする者は、所定の受験申込書を岡山県警察本部警務部警務課(岡山市北区内山下二丁目四番六号)に提出すること。
- 2 受験申込書は、平成三十年七月六日(金曜日)から同年八月十七日(金曜日)までの期間中(土曜日、日曜日及び祝日を除く)、八時三十分から十七時十五分まで、岡山県警察本部警務部警務課において受け付ける。なお、郵送の場合にあっては、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 3 インターネットによる受験申込みは、平成三十年七月六日(金曜日)から同年八月十日(金曜日)までの期間中、岡山県電子申請サービスにおいて受け付ける。
- 八 その他
  - 1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。
  - 2 受験申込書及び受験案内は、岡山県警察本部警務部警務課、県内各警察署、岡山県人事委員会事務局等で交付する。なお、郵便で請求する場合は、百四十円分の切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。また、岡山県人事委員会事務局のホームページからもダウンロードすることができる。
  - 3 受験資格の有無及び受験申込書の記載事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。
  - 4 六一(1)の採用候補者名簿に記載された場合であっても、受験申込書等の提出書類の記載事項(インターネットによる受験申込みの場合の入力事項を含む。)に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。



◎岡山県公安委員会告示第百二号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成三十年七月六日

岡山県公安委員会

一 警備業務の区分等

警備業務の区分	期 日	時 間	場 所
雑踏警備業務及び交通誘導警備業務	平成三十年九月二十七日（木曜日）及び同月二十八日（金曜日）の二日間	午前九時から午後五時まで	岡山市北区厚生町三丁目一番一五号 岡山商工会議所

二 講習対象者

当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号）第七条第一項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの

- 1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- 2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- 3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- 4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に

規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

- 5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

三 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申込前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）
- (3) 二に掲げる講習対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類 各一通
- ア 当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

イ 次の区分のうち該当するものに係る書類

- (ア) 二1に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

- (イ) 二2に該当する者

検定規則第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

- (ウ) 二3に該当する者

検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

- (エ) 二4に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

- (オ) 二5に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

2 提出先

- (1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県外に住所を有する者

県内の警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、受け付けない。

3 提出期間

平成三十年八月六日（月曜日）から同月十日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 受講手数料

一万四千元

（注） 岡山県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は返還しない。

五 受講定員

十五人。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 講習の委託

この講習は、一般社団法人岡山県警備業協会（岡山市北区内山下二丁目一一番一八号）に委託して行う。

七 その他

1 受講者は、筆記用具を持参すること。

2 講習終了後は、筆記の方法により修了考査を実施する。